

平成 23 年第 3 回 (臨時)

須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 23 年 5 月 24 日

議 会 事 務 局

目 次

第1号 (5 月 24 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会、開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	4
議案第 25号	5
議案第 26号	6
議案第 27号	7
議案第 28号	7
議案第 29号	8
議案第 30号	9
議案第 31号	10
議案第 32号	10
議案第 25号	11
議案第 26号	13
議案第 27号	14
議案第 28号	14
議案第 29号	16
議案第 30号	17
議案第 31号	18
議案第 32号	19
閉 会	20

議事日程(第1号)

平成23年5月24日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 議案第25号 平成22年度須恵町一般会計補正予算(第9回)の専決処分について
- 日程第 4 議案第26号 平成22年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)の専決処分について
- 日程第 5 議案第27号 平成22年度須恵町老人保健特別会計補正予算(第2回)の専決処分について
- 日程第 6 議案第28号 平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4回)の専決処分について
- 日程第 7 議案第29号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 8 議案第30号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 9 議案第31号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 10 議案第32号 工事請負契約の締結について
- 日程第 11 議案第25号 平成22年度須恵町一般会計補正予算(第9回)の専決処分について
- 日程第 12 議案第26号 平成22年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)の専決処分について
- 日程第 13 議案第27号 平成22年度須恵町老人保健特別会計補正予算(第2回)の専決処分について
- 日程第 14 議案第28号 平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4回)の専決処分について
- 日程第 15 議案第29号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 16 議案第30号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 17 議案第31号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 18 議案第32号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 議案第 25 号 平成 22 年度須恵町一般会計補正予算（第 9 回）の専決処分について
日程第 4 議案第 26 号 平成 22 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）の専決処分について
日程第 5 議案第 27 号 平成 22 年度須恵町老人保健特別会計補正予算（第 2 回）の専決処分について
日程第 6 議案第 28 号 平成 22 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）の専決処分について
日程第 7 議案第 29 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第 8 議案第 30 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第 9 議案第 31 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第 10 議案第 32 号 工事請負契約の締結について
日程第 11 議案第 25 号 平成 22 年度須恵町一般会計補正予算（第 9 回）の専決処分について
日程第 12 議案第 26 号 平成 22 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）の専決処分について
日程第 13 議案第 27 号 平成 22 年度須恵町老人保健特別会計補正予算（第 2 回）の専決処分について
日程第 14 議案第 28 号 平成 22 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）の専決処分について
日程第 15 議案第 29 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第 16 議案第 30 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第 17 議案第 31 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第 18 議案第 32 号 工事請負契約の締結について

出席議員（ 14 名 ）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 番 田ノ上 真 | 2 番 百田 輝子 |
| 3 番 松山 力弥 | 5 番 田原 重美 |

6番 荒木 敏光
8番 合屋 伸好
10番 三上 政義
12番 長澤 誠司
14番 原野 敏彦

7番 吉本 實
9番 今村 桂子
11番 柴田 真人
13番 藤石 豊
15番 三角 良人

欠席議員 番なし

議会事務局職員出席者
局長 合屋 栄一 係長 平山 幸治

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋 裕史	副町長	稲永 張美
教育長	平松 秀一	理事(会計管理者)	印藤 勝人
理事(健康福祉課)	吉松 清	理事(教育次長)	安河内 亮三
総務課長	今泉 俊裕	まちづくり課長	吉松 良徳
税務課長	百田 順二	健康福祉課長	畑江 達也
上下水道課長	今泉 智明	建設産業課長	安川 敏幸
建設産業課課長	安河内 久人	住民課長	安部 健一
子ども教育課長	稲永 修司	子ども教育課付課長	猪股 清貴
社会教育課長	川津 政文	総務課課長補佐	満行 誠
監査委員	百田 清二		

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。このたびの雨で早もんの田植えは無事に済みそうでございます。節水対策本部の看板が外れたと思いましたが、正面玄関には1枚だけ張ってあるそうでございます。

ただいまから平成23年第3回須恵町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告します。

5月16日午前10時より議会運営委員会を開催し、第3回臨時議会の運営について協議いたしました。

今回提出された議案は8件です。うち7件が専決処分となっております。

議案第25号一般会計補正予算については、予算審査特別委員会に付託。その他の議案はそれぞれ担当委員会に付託するようにしております。

なお、予算審査特別委員会の委員長には合屋伸好総務建設産業委員長に、副委員長には今村桂子文教厚生委員長に事前調整しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本会議終了後、全員協議会を、また協議終了後、各特別委員会を開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

会期は、本日1日限りとしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回臨時会の会期を本日1日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第3回臨時会の会期を本日1日限りと決定しました。

日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番議員、5番議員を指名します。

日程第3．議案第25号

議長（三角 良人） 日程第3、議案第25号平成22年度須恵町一般会計補正予算（第9回）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。それでは、提案理由の説明をいたします。お手元の議案書をお願いいたします。

議案書の1ページをお開き願います。議案第25号平成22年度須恵町一般会計補正予算（第9回）の専決処分について、平成22年度一般会計予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第7回）及び（第8回）を提出し、議決されたところでございますが、その後に予算の補正の必要が生じたわけでございますが、議会を招集して補正予算案を提出する時間的余裕がありませんでしたので、3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを本議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、別冊の平成22年度歳入歳出補正予算書をお願いいたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。平成22年度須恵町の一般会補正予算（第9回）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,073万6,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ77億6,633万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明をいたします。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入でございます。1款町税につきましては、税目ごとの収入見込み額により増減調整しておりまして、町税全体で4,050万円の増収を見込んでおります。2款地方譲与税から、3款、4款、6款、7款自動車取得税交付金までは、各種譲与税交付金の収入額の確定により増減補正をいたしております。

3ページをお願いいたします。9款地方交付税につきましては、収入額の確定により2,827万7,000円の増額でございます。

11款分担金及び負担金については、保育料の増額1,500万円を見込んでおります。

17款繰入金につきましては、老人保健特別会計からの繰入金392万5,000円を計上いたしております。

次の4ページ、歳出にまいります。2款総務費1項総務管理費において、財政調整基金への積立金の積み増し2億1,000万円を計上いたしております。

3款民生費1項社会福祉費については、国民健康保険特別会計への繰出金の減額等を計上しております。

8款土木費は5項下水道費で、公共下水道特別会計への繰出金の減額2,100万円。

その他の項目につきましては、決算見込みにより歳出不用額を減額計上しております。

ちなみに今回の予算補正により、22年度末の財政調整基金の残高は20億1,200万円となる予定でございます。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第25号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号平成22年度須恵町一般会計補正予算（第9回）の専決処分についてを予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので、御報告します。委員長に合屋伸好議員、副委員長に今村桂子議員であります。

日程第4・議案第26号

議長（三角 良人） 日程第4、議案第26号平成22年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

住民課長（安部 健一） 補正予算書12ページをお願いいたします。議案第26号平成22年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）の専決処分について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,883万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ28億9,887万9,000円とするものでございます。款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

次のページをお願いいたします。歳入ですが、1款1項国民健康保険税は、決算見込みにより減額補正いたしております。

3款国庫支出金から7款共同事業交付金の補正につきましては、国、県支払い基金、国保連合会からの負担金、補助金、交付金が確定しておりますので、決算見込みにより増減補正いたしております。

8款1項他会計繰入金6,600万円の減額補正は、国、県の補助申請額よりも増額されたため、歳入歳出決算見込みにより一般会計からの繰入金を減額いたしております。

15ページをお願いいたします。歳出ですが、1款総務費から7款共同事業交付金の補正は、決算見込みにより不用額を減額いたしております。

8款1項特定健康診査等事業費の補正は、特定健診の実績により不用額を減額いたしております。

10款予備費につきましても不用額を減額をいたしております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第26号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号平成22年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第5．議案第27号

議長（三角 良人） 日程第5、議案第27号平成22年度須恵町老人保健特別会計補正予算（第2回）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

住民課長（安部 健一） 22ページをお願いいたします。議案第27号平成22年度須恵町老人保健特別会計補正予算（第2回）の専決処分について御説明いたします。

今回の補正は、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正により御説明いたします。

次のページをお願いいたします。歳出ですが、1款総務費、2款医療諸費の補正は、決算見込みにより減額いたしております。

3款2項繰出金の補正は、22年度で老人保健特別会計が終了しますので、繰越金が出ないよう一般会計へ繰り出すものでございます。予備費につきましては、全額減額いたしております。

以上、御報告申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第27号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号平成22年度須恵町老人保健特別会計補正予算（第2回）の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第6．議案第28号

議長（三角 良人） 日程第6、議案第28号平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課長。

上下水道課長（今泉 智明） 議案書4ページでございます。議案第28号平成22年度須恵町

公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）を別冊のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるところでございます。

別冊の26ページをお願いいたします。平成22年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,650万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億117万6,000円とする。第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

27ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正の歳入、主なものは、5款繰入金1項他会計繰入金、補正額2,100万円の減額は、一般会計繰出金の減額でございます。

7款諸収入4項雑入、補正額320万円は県道志免・須恵線道路建設に伴う、既設下水道管切りかえの県補償金です。

28ページをお願いします。歳出、主なものは、1款1項総務管理費、補正額100万円の減は、負担金補助等の減額です。2款1項下水道事業費、補正額1,450万円の減は、工事請負費及び執行残の精査による減額でございます。4款1項予備費、補正額100万円の減額は、精査による減額でございます。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第28号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第7・議案第29号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田税務課長。

税務課長（百田 順二） 議案書5ページでございます。議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるところでございます。

提案理由、地方税法等の一部を改正する法律、平成23年法律第30号が平成23年4月27日に公布され、同日から施行されることに伴い、須恵町税条例の一部を改正する必要が生じ、

専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、各議員のお手元に配付してと思います。23年度の地方税法の改正の要点をまとめております。

審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第29号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第8．議案第30号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第30号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

住民課長（安部 健一） 議案書13ページをお願いいたします。議案第30号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

次のページ、新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は、改正前の第4条において、出産育児一時金を35万円と規定いたしておりますが、附則において、平成21年10月から平成23年3月までは39万円とする経過措置が設けられております。今国会において、39万円を経過措置を恒久化する法案が通過いたしておりますので、今回、第4条において、35万円を39万円に改め、附則第2項を削るものでございます。

附則として、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、報告し、承認を求めます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第30号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第9．議案第31号

議長（三角 良人） 日程第 9、議案第 3 1 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安部住民課長。

住民課長（安部 健一） 議案書 1 5 ページをお願いいたします。議案第 3 1 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1 6 ページ、新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は、今国会において地方税法等の施行令の一部を改正する政令が平成 2 3 年 3 月 3 0 日に公布され、4 月 1 日から施行されたことに伴い、須恵町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点は、第 3 条第 2 項において国民健康保険税の基礎課税額、いわゆる賦課限度額ですが、5 0 万円を 5 1 万円に改め、第 3 項において後期高齢者支援金の賦課限度額を 1 3 万円から 1 4 万円に改め、第 4 項において介護納付金の賦課限度額を 1 0 万円から 1 2 万円に改めるものでございます。第 2 5 条においても、健康保険税の減額において賦課限度額を規定いたしておりますので改正しております。

附則として、この条例は平成 2 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、報告いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、議案第 3 1 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 3 1 号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 0 . 議案第 3 2 号

議長（三角 良人） 日程第 1 0、議案第 3 2 号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉松まちづくり課長。

まちづくり課長（吉松 良徳） 議案書 1 8 ページをお願いいたします。議案第 3 2 号工事請負契約の締結についてでございます。工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第 1 条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、内原・大谷線道路改良工事、契約方法、指名競争入札、請負金額 6 , 1 2 1 万 5 , 0 0 0 円、請負者、福岡市博多区博多駅東 1 丁目 1 3 - 9、若築建設株式会社福岡支店、支店長烏田克彦、契約保証の方法、契約保証金、銀行の保証 6 1 2 万 2 , 0 0 0 円、条件、工事契

約の効力が生じた日から平成24年2月15日まででございます。

本路線にかかわった業者及び本店、支店または営業所の所在地が須恵町内及び福岡市内にある9業者で入札会を実施いたしました。最低制限価格で応札した業者7業者がありまして、くじ引き抽選の結果、株式会社、若築建設株式会社福岡支店が落札したものでございます。落札率は87.01%、設計額に対する請負率は83.29%でございました。11日に仮契約を締結、本日議決をいただければ、本日をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。よって、議案第32号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決しました。再開は各常任委員会の審査が終わり次第とします。

なお、予算審査特別委員会は特別会議室で開催しますので、よろしくお願いたします。

暫時休憩します。

午前10時27分休憩

午前11時48分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りします。付議されました議案については、休憩後は日程を追加することになっておりますので、ここで日程を追加し、日程第11を議案第25号、日程第12を議案第26号、日程第13を議案第27号、日程第14を議案第28号、日程第15を議案第29号、日程第16を議案第30号、日程第17を議案第31号、日程第18を議案第32号とし、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第11・議案第25号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第25号平成22年度須恵町一般会計補正予算（第

9回)の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を認めます。

予算審査特別委員長(合屋 伸好) 議案第25号平成22年度須恵町一般会計補正予算(第9回)の専決処分について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

初仕事でございますので、お手やわらかにお願いをいたしたいと思っております。

全員で審査しましたことから、主なもののみを抜粋し、報告をさせていただきます。

別冊の補正予算、平成22年度歳入歳出補正予算書にて説明をいたします。

1ページでございます。歳入歳出予算の補正、第1条でございますが、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ9,073万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億6,633万2,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。事項別明細にて説明をいたします。1款町税以降、決算見込み額または決算額による補正であります。

続きまして8ページでございます。17款1項2目2節の老人保健特別会計繰入金であります。これは22年度末で老人保健特別会計を廃止いたしておりますので、次年度への繰り越しが出ないように、その額を一般会計へ繰り入れるものでございます。392万5,000円でございます。

続きまして、9ページです。歳出の2款1項9目の基金費2億1,000万円でございますが、財政調整基金へ積み立てる予算となっております。これを含めまして、20億1,250万円となるものでございます。続いて3款1項1目の国民健康保険特別会計への繰出金6,600万円と、10ページの8款5項2目の公共下水道事業特別会計への繰出金2,100万円をそれぞれ減額する予算となっております。そのほかに不用額をそれぞれ減額ということでもあります。

質問が大まか3つ出ておりますので、御紹介をしておきますが、まず、個人町民税の減額の理由、これは所得税の減ということでございます。また、監視カメラが2カ所取り付けられるということでございますが、その具体的な位置を説明を求めています。最後に、保育所待機児童でございますが、100%を超える状況になっている環境で待機児童がいるのかということでございますが、若干名いるということでございます。

以上、予算審査特別委員会の報告でございます。(発言する者あり)失礼しました。一番大事なこと言うと忘れておりました。全員賛成で可決をしております。

以上です。承認でございます。全員賛成で承認をしております。

議長(三角 良人) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第25号平成22年度須恵町一般会計補正予算（第9回）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第12・議案第26号

議長（三角 良人） 日程第12、議案第26号平成22年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第26号平成22年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書12ページを御参照ください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,883万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ28億9,887万9,000円とするものです。

歳入は、全体を通して国庫補助金や県補助金などが確定いたしておりますので、決算見込みによる増減補正がなされております。歳出につきましては、主に医療費の補正でありまして、決算見込みにより不用額が減額されております。

なお、歳入及び歳出の決算見込みによりまして、歳入で計上されておりました本年度財源不足6,603万8,000円が減額されております。

18ページ、8款の一般会計繰入金6,600万円減額補正につきましては、2月の決算見込みにより1億400万円の赤字が想定され、補正されたわけですが、国、県の補助金が補助申請より増額されたことにより、実質赤字補てん額は3,800万円となり、その額を一般会計から繰り入れ、収支の調整が行われております。

文教厚生委員会、全員賛成で承認をいたしております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。 討論なしと認めます。

よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第26号平成22年度須恵町国民健康

保険特別会計補正予算（第４回）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第１３．議案第２７号

議長（三角 良人） 日程第１３、議案第２７号平成２２年度須恵町老人保健特別会計補正予算（第２回）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第２７号平成２２年度須恵町老人保健特別会計補正予算（第２回）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書２２ページを御参照ください。第１条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

２４ページをごらんください。１款１項１目一般管理費の補正は不用額が減額されており、２款１項医療諸費は決算見込みにより減額されております。

３款２項繰出金３９２万５，０００円の補正は、２２年度老人保健特別会計が終了しますので、繰越金が出ないよう、一般会計に繰り出されております。

２５ページ、４款予備費は全額減額されております。

文教厚生委員会、全員賛成で承認をいたしております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。 討論なしと認めます。

よって、議案第２７号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。

よって、議案第２７号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第２７号平成２２年度須恵町老人保健特別会計補正予算（第２回）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

ここでお諮りします。昼食休憩の時間ですが、このまま継続したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、このまま継続します。

日程第１４．議案第２８号

議長（三角 良人） 日程第１４、議案第２８号平成２２年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第４回）の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第28号平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）の専決処分について、総務建設産業委員会の報告でございます。

別冊の補正予算書にて説明をいたします。26ページをお願いします。平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,650万円を減額し、歳入歳出それぞれ9億11万6,000円とする。（「数字が違う、もう一回読み直して」の声あり）訂正します。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,650万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億11万7万6,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

29ページ、事項別明細で説明をいたします。1款1項負担金、補正額80万円は現年度分の受益者負担金の補正でございます。

2款1項使用料、補正額30万円、現年度分水道使用料の補正でございます。

4款1項財産運用収入、補正額20万円、これは基金積立利子を補正するものでございます。

5款1項他会計繰入金、補正額2,100万円の減は一般会計繰り入れでございます。

続きまして、30ページでございます。7款4項雑入、補正額320万円でございます。県道志免・須恵線道路建設に伴いまして、既設水道管理切りかえの県補助金と負担金の返還分でございます。

歳出でございます。31ページでございます。1款1項総務管理費1目一般管理費、補正額100万円の減、これは19節の負担金補助及び交付金の水洗化工事補助金のマイナス32万円、16戸分でございます。それに合わせて流域維持管理負担金マイナス60万円、見込み汚水量の減によるものでございます。

2款でございます。1項下水道事業費1目公共下水道事業費、補正額1,450万円の減であります。13節委託料マイナス100万円、これは実施設計委託料の執行残、15節工事請負費マイナス1,350万円は、管渠工事請負費の執行残、これに工事に伴う舗装工事請負費等の落札残及び不用額による減額でございます。最後に、4款1項予備費、1目予備費、補正額100万円の減は、不用額によるものでございます。

総務建設産業委員会、全員賛成でこれを承認しております。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第28号平成22年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第15．議案第29号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分を求めるものでございます。

説明は、別紙の平成23年度地方税制改正による改正要点、これにていたします。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、須恵町税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたというものでございます。

内容は記載のとおりでございますが、まず、個人住民税関係では被災した住宅や家財等にかかわる損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とし、繰越可能期間は5年間ということでございます。また、平成22年度分の所得税の計算上、被災事業用資産の損失と必要経費への参入を可能といたしております。繰越可能期間は、同様に5年ということになっております。また、住宅ローンの減税についてでございますが、実際に住居している場合に適用されるということですが、震災や津波で破損するなど、住めなくなった場合でもこれが持続されるように図られております。また、かわりの家屋を平成33年3月末までに取得した場合、被災した住宅の土地面積や床面積に相当する分の不動産取得税を非課税とし、固定資産税と都市計画税も軽減されるということになっております。

固定資産税関係でございますが、津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度の課税免除を行い、大震災による災害により滅失、損壊した住宅の敷地に供されていた土地を災害後、10年度分については当該土地を住宅用地とみなし軽減する、被災住宅用地の特例が実施されるということでございます。

軽自動車においては、記載のとおりでございます。

当町での該当者はいないということですが、当町に土地、自動車をお持ちの方は、土

地が4名、軽自動車については2名いらっしゃるということでございます。これに関しましては、減税は対象としない。しかし、納期は、延長が町長権限で可能であるということでございます。詳細な内容はまだ未定になっているということでございます。

総務建設産業委員会、全員賛成で承認をしています。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第29号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第16．議案第30号

議長（三角 良人） 日程第16、議案第30号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第30号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の報告をいたします。

議案書13ページを御参照ください。今回の改正は、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、須恵町国民健康保険条例において改正の必要が生じたので、今回専決により改正されております。

14ページの新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は、改正前の第4条において、出産育児一時金の額を35万円と規定されておりますが、附則において、平成21年10月から平成23年3月までは39万円とする経過措置が設けられております。今、国会において39万円の経過措置を恒久化する法案が通過しておりますので、今回、第4条において35万円を39万円に改められ、経過措置の附則が削除されております。

附則として、この条例は平成23年4月1日から施行されるものです。

質問といたしまして、現在、直接病院のほうに支払いがされているのか、それとも本人渡しが多いのかという質問と、病院に支払う費用と出産一時金の額についての質問がございました。現在、本人手続で本人に手渡されているのは1割に満たないということでございます。

それから、39万円の限度額と産科医療補償制度、これはかかっている病院についてですが、プラス3万円の合計42万円が現在補助されております。39万円、または42万円に満たない医療費の場合は、直接本人が窓口で手続をして、それで残ったお金を本人に渡されているそうです。

以上、文教厚生委員会全員賛成で承認をいたしております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第30号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第17・議案第31号

議長（三角 良人） 日程第17、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の報告をいたします。

議案書15ページを御参照ください。今回の改正は、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、須恵町国民健康保険税条例において改正の必要が生じたので、今回専決により改正されております。

16ページの新旧対照表をお願いいたします。主な改正点は、第3条第2項において、国民健康保険税の基礎課税額、いわゆる賦課限度額を50万円から51万円に改められ、第3項において、後期高齢者支援金の賦課限度額を13万円から14万円に改め、第4項において、介護納付金の賦課限度額を10万円から12万円に改正されております。

17ページの第25条においても、健康保険税の減額において賦課限度額が規定されておりますので、改正されております。

附則として、この条例は平成23年4月1日から施行されるものです。

文教厚生委員会、全員賛成で承認をいたしております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第31号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

日程第18．議案第32号

議長（三角 良人） 日程第18、議案第32号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第32号工事請負契約の締結についてでございます。

議案書の18ページでございます。下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、内原・大谷線道路改良工事、契約方法は指名競争入札、請負金6,121万5,000円、請負者、福岡市博多区博多駅東1丁目13-9、若築建設株式会社福岡支店、支店長烏田克彦、契約保証は銀行保証612万2,000円、工期は、契約の効力が生じた日から平成24年2月15日まででございます。須恵町側最終工程の工事となっております。9業者が入札し、最低価格を提示した7業者でくじ引きをしたということでございます。落札率87.01%、設計額に対する請負率が83.29%となっております。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第32号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本会議終了後、昼食、休息の後、全員協議会を特別会議室で開催します。終了後、各特別委員会を順次開催しますのでよろしくお願い致します。

会議を閉じます。平成23年第3回須恵町臨時会を閉会します。

午後0時24分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三角 良人

署名議員 3 番 松山 力弥

署名議員 5 番 田原 重美